

Q3 貴校では、厳格な成績評価を行うために、法科大学院発足後に新たな工夫をされていますか。(1と4は重複回答可)

- 1. すでにしている … 62校(83.8%)
- 2. していない … 1校(1.4%)
- 3. していないが検討している … 3校(4.1%)
- 4. 検討の結果、決定済である … 15校(20.3%)

*各表で番号以外の項目が空白になっている欄があるが、「公表または顕名での公表に不同意」とする大学の意向を尊重したためである。

大学名	Q3 選択肢	アンケートでの具体的記述
1 北海道大学	1	成績判定会議にかけている。
2 東北大学	1	FD委員会及び法律基本科目を中心とした教員の懇談会において、厳格な成績評価を行うための意見及び情報交換を行っている。
3 筑波大学	1	A+評価(90点以上)及びD評価(60点未満・不合格)は絶対評価としている。
4 千葉大学	4	これまで期末試験の落第者に再試験を実施して来たが、その制度を新年度から廃止する予定である。成績評価基準(細則)を、授業担当教員(とくに実務家教員などの外部教員)に判り易いものに改善することとしている。
5 東京大学	2	法科大学院開設の当初から、成績評価基準の明示や匿名性を確保した採点方式の採用、再試験制度の採用、厳格な進級制の採用と運用、成績分布の開示、教員間の情報交換会の定期的開催等の措置を取ってきており、これらにより厳格な成績評価が十分確保されていると考えていることによる。
6 一橋大学	1	平成20年度入学者から、成績評価にGPA基準を取り入れ、1年次から2年次(未修者の場合)、2年次から3年次への各進級要件として、必要単位数の取得に加えて、必修科目につきGPA基準1.7以上の成績を修めることを学生に要求している。
7 横浜国立大学	1	(1) 学期末試験の内容に関して、公法、民法、刑事法などの分野ごとに教員が相互に問題を点検し、易し過ぎる問題を出題しないようにするとともに採点基準を共通化している。 (2) 期末試験答案を匿名化して採点している。 (3) 平常点を厳正かつ公平に評価するために授業科目ごとに学生の座席を指定している。 (4) 「成績評価の指針」、「厳正な成績評価等に関する申し合わせ」その他の文書を教授会の了承を得て作成して、成績評価の尺度(たとえば、秀、優の学生の比率)を教員間で共有している。 (5) 毎学期、学期末試験終了後に授業科目ごとの成績分布表を全教員に配布し、秀、優の評価を得る学生が多くなるようにしている。 (6) 追試験・再試験においては本試験の問題と異なる問題を作成して出題することとしている。 (7) 学期末試験の不合格者のうち希望者には再試験を実施するが、再試験で合格した場合はその成績を一律可としている(成績評価基準は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする)。
8 新潟大学	1	・成績評価は、成績評価の方法・基準、成績分布の標準等を記載した「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」に基づき行われている。 ・複数の教員が同一科目を担当する場合には、担当教員全員で出題と採点を行っている。 ・採点の公平性及び厳格性を確保するという観点から、試験答案等には氏名欄が設けられていない。 ・成績評価が、予告どおりの基準・方法に基づき行われたかどうかを検証するために、成績評価の結果が、必要な関連情報、例えば、出題の意図、論述すべき項目・論述方法、採点基準、成績分布等の情報が終了後に原則としてweb上で与えられる体制が確立され運用されている。 ・異議申し立て制度の活用
9 金沢大学	4	進級の在り方について、以下の3項目のいずれかに該当する学生に対し、研究科長により退学勧告を行なうこととした。 ①同一必修科目の成績評価が、2回連続して不可又は放棄となった学生 ②1年次終了時の当該学年におけるGPAが1.30未満の学生 ③2年次終了時の当該学年におけるGPAが1.50未満の学生
10 信州大学	1	成績評価に関しては、法科大学院発足当初から、成績評価を4段階(優、良、可、不可)に分け、優、良、可の比率について基準を設け、必修科目に関してはこれを遵守し、それ以外の科目にはその趣旨を尊重した成績評価を行うこととしている。 平成20年度より、よりきめ細かい評価を行うため、5段階評価(秀、優、良、可、不可)とした。
11 静岡大学	1, 4	【1】①秀・優数の受験者数中%による制限、②不可評価の科目数などによる進級制限、③再試験制度の廃止、④出席基準の明示(越えたと失格)。 【4】GPAの導入とこれによる進級制限など。(3/12現在)
12 名古屋大学	1	それぞれの科目において、到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め、客観的な評価がなされるようにしている。 成績評価は素点により行っている(ただし、科目の性質により可否で判断するものが3科目ある)。 成績分布について目安を設けており、学生にも周知している。 成績につき、学生による確認制度を設けており、自己の成績について疑義がある場合に確認できるようにしている。 成績分布データを教員のFD活動の中で開示している。学生に対しても、受講者が10名未満の科目を除き、ウェブサイトで公表している。 定期試験の採点基準についても、NLSシラバスシステムに掲載する講評において学生に示すことが制度化されている。 各期の必修科目についてのみ、その不合格者に8単位の限度で再試験が認められている。再試験の成績は、CまたはDに限っている。また、平常点が低すぎて再試験を受けても合格の可能性がない場合は、再試験の受験を認めない
13 京都大学	1	本校においては、素点による成績評価について、絶対評価を基調としつつ、科目間でのばらつきを防ぐため、得点分布の一応の目安を定めていたが、平成19年度からGPA(評点平均)制度を導入するとともに、その際に、評点B(素点75~79点)・同C(同70~74点)を付けることのできる割合に変更を加えた。これにより、素点評価60点台(評点Dに相当)を付けることができる割合を増加させることが可能となった。
14 大阪大学	1	「成績評価の申し合わせ」を作成し、教員間の統一基準を徹底している。 講評書の公表、答案返却など、学生への説明を徹底している。
15 神戸大学	1	最終成績の素点が100点満点で60点~69点を「可」としていたのを改め、60点~64点を「可」、65点~69点を「可上」とする7段階評価を本年度から逐次導入している。また、この7段階評価を前提として、「可上」には2ポイント、「可」には1ポイントを与える独自のGPA制度を設け、本年度からは未修者が2年次に進級するために、これまでの24単位以上の修得に加えて、GPA1.5以上という要件を追加した。これは、低得点の科目が多い学生に自覚を促し、また、このような学生に対するきめ細かい指導に役立てることを意図したものである。
16 島根大学	1	・研究科内で成績評価基準の統一化を図った。 ・平成19年度からGPA成績評価制度を導入し、4段階評価から7段階評価とした。 ・教務委員会による期末試験問題等の事前事後チェックを実施している。 ・学生からの成績評価に関する問い合わせ制度を設けている。 ・成績通知とともに答案の返却、配点・出題意図・採点基準等を記載した解説を配布している。
17 岡山大学	1	* 協同評価体制…恣意性を排除する意味もあり、複数の教員(実務家教員を含む)で評価することを原則としている。 * プロセス評価における評価項目の多様性…プロセス評価に複数回の小テスト、レポートなど必ず実施することとして多面的に成績評価を実施している。 * ホームページ等で公開済み。
18 広島大学	1	「成績評価および単位認定に関する疑義照会・異議申立制度」を創設し、平成18年度後期の授業分から実施している。 疑義照会制度は、授業科目担当教員に対する口頭による問い合わせでは疑問が解消されない場合等に、当該担当教員に対し書面で疑義事項を照会し、担当教員が書面で回答するものである。 また、異議申立制度は、疑義照会によってもなお疑義が解消されない場合に単位認定に関する異議に限って申請を認めるものである。異議のあった授業科目の担当教員を除く複数の教員からなる検証チームが検証を行い、当該検証に基づき教授会で単位認定の正否について審議するものである。 期末試験における匿名性を確保するため、平成20年度前期末試験から、答案用紙に学生氏名は記載せず、学生番号のみを記載させることとしている。 当初、期末試験の不合格者について再試験を行っていたが、厳格な成績評価という観点から問題があるのではないかと考え、平成17年度から、法律学的答案作成に馴染むのに時間を要する学生について特段の配慮を要すると思われる1年前期を除いて、再試験の制度を廃止した。

19	香川大学	1	各年次の学習到達目標及び各授業科目の成績評価基準をさらに明確なものとして、目標達成に向けた厳格な成績評価を徹底する。現行の進級制限制度に加え、GPA制度を効果的に活用する進級制限の採用に向けて検討する。再試験制度について、厳格な成績評価を確保するために、授業内容・方法の現状との関連を考慮した上で、制度の厳格な運用又は廃止の措置をとる。 【追加】期末試験の答案には氏名を記入せず、学籍番号のみを記入することとした。 さらに、次のことを検討している。各年次の学習到達目標及び各授業科目の成績評価基準をさらに明確なものとして、目標達成に向けた厳格な成績評価を徹底する。現行の進級制限制度に加え、GPA制度を効果的に活用する進級制限の採用に向けて検討する。再試験制度について、厳格な成績評価を確保するために、授業内容・方法の現状との関連を考慮した上で、制度の厳格な運用又は廃止の措置をとる。
20	九州大学	1	本法学大学院では、設置当初においては、成績評価に関して絶対評価の方法をとっていたが、平成19年度のカリキュラム改正に伴い、相対評価の方法へと抜本的に改めた。 また、期末試験の実施後には、教授会やFDにおいて、全教員の全科目に関する成績評価の一覧表や成績分布図を資料として配布し、各教員が成績評価基準に従った厳格な成績評価を行っているかどうかにつき、教員相互間での確認と意見交換を行っている。さらに、成績評価基準及び方法について、点検・評価を行い、現在、GPAの活用方法その他の改善策につき、教授会・FDにおいて活発な意見交換を行っている。
21	熊本大学	1	進級要件をGPA1.8以上とした。再試験制度を廃止した。
22	鹿児島大学	1	【新規】定期試験の終了後、授業担当者は必ず成績評価報告書を提出し、教授会で承認を受けている。 ・平成20年11月に「成績評価等に関する申合せ」を教授会で決定し、成績評価は「多元的かつ厳正に行うこと」を明示した。成績評価の考慮要素は、シラバス(冊子体および電子シラバス)に記載して、学生に事前に公表している。 ・再試験の実施については「原則として再試験は実施しない」こと、ただし教育活動評価委員会(FD委員会)が当該授業内容及び評価方法を点検したうえで例外的に再試験を実施することを「申合せ」で明確にした。 ・平成17年に「学生の授業への出席に関する申合せ」を決定し、出席の確認、座席の指定、1学期15回の授業科目で4回以上欠席した場合は単位を認定しないことを確認した。 ・平成20年度に成績評価異議申立て制度を整備したことに伴い、定期試験について採点後の全教員の答案を学生に返却し、学生の履修に役立てることとした。 ・平成20年度に「進級要件に係る申合せ」を決定し、年間24単位以上を修得するとともに、定められたGPA(1.70)を満たすことを進級要件とした。この基準は平成21年度以降の入学学生から適用される。
23	琉球大学	3	不合格の絶対評価と、合格の中のABCD等の相対評価を選択科目を含むすべての科目(ただし、実習科目と人数で例外条件がある)で行うことを来年度実施で検討中。
24	首都大学東京	4	厳格な成績評価を行うために、進級制度の導入を現在詰めているところである。 【追加】平成21年度から、各年度の必修科目のうち3科目6単位を落とした場合に原級留置とする進級制を導入することとなりました。
25	大阪市立大学	1	当校では発足当時から各教員が評価方法として原則的には絶対評価基準を採用しているところ、成績評価がAA若しくはAに極端に偏っている場合には厳正な成績評価が行われていないのではないかと疑念を抱かせることになるので、成績評価に不合理な偏りが発生しないよう厳正な基準を用いて評価を行うことをFD会議等の場で徹底すると同時に、そのような偏りが発生した場合にはFD会議等の場で教員が説明責任を果たすべきことが、発足当時より教員間で共通理解として形成されている。発足後FD会議等の場での議論の結果として新たにされた工夫としては、出席状況を成績評価に組み込むことについての判断の統一を図り、出席状況を安易に単位取得に結びつけないようにしたことが挙げられる。すなわち、当校では出席状況を成績評価に組み込むことも担当教員の判断としてはあり得ることを前提としつつ、出席状況を単位取得と関連づける場合の目安として、出欠をとる授業等に関しては、原則として実授業時間数の4分の3以上出席しなければ単位を与えないこととし、また、出席状況を単位取得と関連づける場合は、その旨をシラバスの評価方法等に明示することとした。また、出席状況を単位取得と関連づける場合であっても、授業への参加、質疑応答の内容等も含めて出席状況として判断されるのであり、出席したこと自体により自動的に「出席点」として加点されるものではないことの確認がFD会議でなされている。
26	北海学園大学	1	「成績評価に関する件」を研究科委員会の了承を得て作成し、成績評価の方法(平常点と試験の総合評価、秀・優の比率など)を教員間で共有している。毎学期、授業科目ごとの成績分布表を研究科委員会に配付し、厳格な成績評価が実施されているかを確認している。不合格者には再試験(必修科目以外は実施するか否かは担当者の方針による)を行うが、教済試験ではないことを全教員間で共有している。なお、再試験で合格した場合は、その成績を一律可としている。
27	東北学院大学	1	研究科委員会や、研究科の全専任教員が構成員となる点検・評価委員会が成績評価について累次にわたり議論をし、あくまでも「厳格な成績評価」を行うことを合意するとともに、各科目で及第点を付けるかどうかについては絶対的な評価を行うこととした。
28	白鷗大学	1	開設当初(平成16年度)はGPA制度を導入していなかったが、平成17年度から同制度を導入した。すなわちS、A、B、C、Dの各評語に対応して4、3、2、1、0の点をそれぞれ割り当て、必修科目の平均点が1年次1.5以上、2年次(既修1年含む)2.0以上でないことと次年度に進級できないこととした。なお、平成21年度から、2年次から3年次への進級要件を1.5とした。これに伴い、厳格な成績評価を維持するため、Q4の回答のとおり措置をとった。
29	大宮法科大学院大学	4	平成21年度入学学生から条件付進級の制度を廃止し、進級要件(1学年で24単位の取得とGPA1.50以上)を満たさないが、GPAが1.0以上のものは原級留置とし、翌年すべての単位の最履修を要求することとし、原級留置の条件も満たさないものは除籍とすることとした
30	駿河台大学	1	平成20年度秋学期より、個別科目の成績評価におけるA評価の割合について、従来必ずしも明確でなかったが、概ね30%を上限とするように変更した。
31	獨協大学	1	相対評価を原則とする点については、当初から履修規定に明記していたが、必ずしも全教員に徹底されていなかったことから、教授会で「法科大学院における授業および成績評価に関する申し合わせ事項」を定め、毎年度の担当依頼に際し全教員に配布することとした。その内容は、成績評価は、所定の割合による相対評価を原則とすること、ただし、不可は絶対評価によること、そのために授業の到達目標を明示すべきこと、また、期末試験のみによる成績評価は行わず、中間試験や小テスト、課題レポート、授業参加度などと併せて成績評価を行うべきことなどである。 その後、授業の到達目標および成績評価の基準と方法については、あらかじめシラバスで明示しておくべきであると考えられることから、シラバスのフォーマットを改訂して、これらについても必ず記載してもらうようにした。 また、本法学大学院では、成績評価の方法について相互評価を行うこととしていること、適正かつ厳格な成績評価が行われていることを確認し、学生に対して説明責任を果たすことができるようにとの趣旨から、期末試験の時期には、全教員に対して、成績評価の方法について詳細を報告するように求めたうえで、その一覧を教授会で回覧することとしている。さらに成績評価については、全科目について各評点の人数と割合を一覧にして教授会で配布して確認し、所定の割合が遵守されていない科目や、受講者10名以下であるため例外として絶対評価が許される場合で評点が偏っている科目などについては、担当者に対して前記成績評価に関する申し合わせ事項を再度示したうえで、善処するか、あるいはそのような評価とすべき合理的な説明をすることを要求している。学生に対しても、当初は、必修科目についてののみ評点分布の一覧表を開示していたが、今学期からは、全科目について開示することとしている。また、期末試験実施科目については、問題と解説・講評とを事務局に提出してもらい、FD委員会で全教員に配布して、意見交換を行っている。 なお、相対評価は過渡的なものであって、厳格かつ適正な評価のためにも、成績評価は「目標準基準による評価」(いわゆる絶対評価)であるべきだと考えているところ、そのための準備作業として民事系科目について到達目標の検討(目標準基準と基準の設定)を開始したところである。
32	青山学院大学	1	【新規】成績ガイドラインを設け、全科目につき、試験問題・成績分布を閲覧可能な状態におくこととし、定められた基準以上に甘い評価をした場合に理由を提出するものとした。
33	学習院大学	1	成績評価をGPAの数値をして表示し、それを進級要件のみならず修了要件にも取り入れることとした。
34	慶應義塾大学	1	従来、受講者が一定人数未満の選択科目については、絶対評価を認めてきたが、本年度から、それら科目についても、必修科目や受講者が一定以上の選択科目に準じて相対評価を行うよう担当教員に求め、Aの比率が非常に高いなど、著しく偏った評価がなされた場合には、評価の再考を求めることができるものとした。

35	國學院大学	1	<p>本法学大学院における成績評価・進級履修制度として、設置認可申請時から、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、これを前提に成績評価基準として「成績評価基準表」が設定されている。</p> <p>この成績評価基準表の概要は、基準点(素点)にしたがって評価をA(基準点90点から100点まで)、B(80点から89点まで)、C(70点から79点まで)、D(60点から69点まで)、F(0点から59点まで)の5段階とし、A~Dを合格、Fを不合格とし、学則においてこれを定めている。</p> <p>さらにこの原則に基づき、履修規程においてB~Dを、B+・B・C+・C・D+・Dに細分化し、これに、GPAを算定する前提となるQPI(Quality Point Index)を、A=4.0、B+=3.5、B=3.0、C+=2.5、C=2.0、D+=1.5、D=1.0とし、不合格のFは0.0としている。</p> <p>なお、出席日数不足、定期試験(筆記試験)放棄及び筆記試験に代わるレポート未提出の場合は、評価をRとし、そのQPIは0.0とされる。進級及び修了のためにGPA値2.0を要件としているので、A~Cを合格とし、D+及びDを低位合格としている。低位合格の場合、単位は認定されるものの、それだけでは進級・修了要件を充たさないことになる。</p> <p>なお、不合格となった科目についての再試験は行っていないが、病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のための追試験を行うことがある。なお、追試験についても本試験と同一の採点基準により採点している。</p> <p>このような成績評価基準表のもとで、各科目で行われる成績評価の方法・基準は、それぞれ授業担当教員より、講義概要(シラバス)に明示されている。</p> <p>開設後、上記方法・基準にしたがって成績評価が実施されたが、科目によっては評価の偏りが見られたため、教務委員会及び教授会で議論が交わされ、その結果、あらためて成績評価基準表について成績評価の割合を目安として示したガイドラインが策定され、平成16年度後期からこれが適用されている。</p> <p>修正内容は、A評価をあたえる割合を「2~10%」、以下同じくB+及びB評価は「20~30%」、C+及びC評価は「30~50%」、D+及びD評価は「10~20%」、そしてF評価は「0~10%」とすることを成績評価の際の目安とすることで、著しく偏った評価とはしないことを申し合わせるとともに、「学生便覧」に記載して学生に周知している。なお、この目安を適用するのは、法律基礎科目のうち1年次に開講される講義科目のみを対象としている。これは、25名を基準とする演習科目や数名の受講者数で行う選択科目に適用することは適切ではないと考えたからである。</p> <p>なお、F評価は絶対評価であるが、これに「0~10%」という目安となる割合を付しているのは、必ずしも「0から10%しかFはつかない」あるいは「0から10%はFがつく」旨を示すものではなく、F評価が10%を超えることのないような教育を行うことを目標とするという趣旨であった。しかし、平成19年度に受けた認証評価において、上記のような誤解を受ける表記であるとの指摘を受け、その後、F評価については絶対評価とある旨を表記し、目安の割合を示さ</p>
36	駒澤大学	1	<p>第1に、設立当初から評価Sおよび評価Aの割合をそれぞれ5%以内・25%以内としているが、さらに受講者数に合わせたより細かい基準を追加した。</p> <p>第2に、成績評価の内訳につき、設立当初は、授業における質問・発言評価30%、授業における提出レポート等の評価30%、定期試験の成績40%を基準としていたが、現在では、それぞれ10%、10%、80%に変更し、定期試験の成績をより重視する方式に改めた。</p>
37	上智大学	1	<p>成績評価については安易に流れないように、相対的評価とすることとし、A(90点以上)は受験者の20%以内、B(80点以上)は受験者の10%以上30%以内とする申し合わせをしている。現実の成績評価割合については、教授会にて開示して、申し合わせ事項を遵守しているかにつき確認している。</p>
38			
39	専修大学	1	<p>① 法科大学院の趣旨を踏まえて、成績評価及び修了認定の在り方に関する教員間の議論を深め、成績評価・修了認定の一層の厳格化に努めている。</p> <p>② 具体的には、A(100~90点)5%以下、B+(89~85点)及びB(84~80点)30%程度、C+(79~75点)及びC(74~70点)40%程度という得点分布の目安を設定し、成績評価に当たる教員に対してセメスター毎にこれを周知させ、成績評価の厳格化を図っている。なお、従来は、一部授業科目において、学生の授業への積極的関与を促す見地から起案・平常点に一定の配点をしたため得点分布の目安通りの結果にならなかつたものもあるが、これらの科目についても起案・平常点自体より厳格に評価することにより目安に近づくよう努めている。</p>
40	創価大学	1	<p>(1) 開学当初から、厳格な成績評価をするよう成績評価基準を研究科委員会でも申し合わせて作成し、毎セメスターの定期試験ごとに全教員(兼任・非常勤も含む)および全学生に配布し、確認徹底している。</p> <p>(2) 平成19年度からは、「創価大学法科大学院履修成績規程」を制定し、上記基準を規定すると共に、従前どおり各定期試験ごとに全教員・全学生に確認・徹底している。</p> <p>(3) 各科目のシラバスにおいて成績評価の方法を掲載し、徹底している。</p> <p>(4) 教務委員会や研究科委員会において、毎回、各科目の成績分布を検討するなどして、その成績評価基準を徹底する努力をしている。</p>
41	大東文化大学	1	<p>進級基準としてGPA値の導入。</p>
42	中央大学	1	<p>厳格な成績評価を行うことができるように、成績評価基準の制定、同一科目複数クラスでの同一問題での試験実施、採点後の講評、試験成績評価資料の作成・保存、成績発表後の異議申し立て制度の明確化等、制度整備を行い、実施している。</p> <p>とくに、法学未修入学者については、新たに進級要件を設定した。すなわち、1年次の成績が一定程度を下回ると、上級年次での学修に影響がある傾向があることがわかれるため、1年次から2年次への進級に際しては、GPAによる進級要件を設け、一定の数値に達しない者には、翌年度も原級留め置きとし、原級留め置きになった場合には、1年次のE評価(不合格)の科目はもちろん、D評価(60~69点)及びC評価(70~79点)の合格科目であっても再履修させることとした(平成20年度入学生より実施)。</p>
43	東海大学	1, 4	<p>【1】相対評価制を取っているが、その遵守を科内の評価委員会でチェック・勧告をする。</p> <p>【4】GPA制度の導入を検討中であり、平成22年度より導入することとしている。</p>
44	東洋大学	1	<p>平成19年から、GPA基準を進級と修了認定に使用している。また、定期試験の不合格者の再試験について、年間8単位を限度している。ただし、再試験は廃止すべきとの意見も強い。</p>
45		1, 4	<p>【1】成績評価を相対評価で行うことを明確にし(合格・不合格の判定は絶対評価)、成績評価区分ごとの割合を統一した。</p> <p>【4】さらに、平成21年度から科目ごとの到達目標、成績評価項目ごとの評価割合をあらかじめ設定・明示し、それに基づき各教員が一層厳格に成績評価を行う予定である。</p>
46	法政大学	1	<p>採点時における匿名性の確保(答案に学籍番号、名前を記入させない方法)</p>
47	明治大学	1	<p>成績評価については、平成18年度までは、A・B・C・D(以上合格)・F(不合格)の評価のうち上位2段階についてのみ割合を定めていた(A=合格者のうち上位5%以内、B=Aと併せて25%以内)が、成績評価の厳格化の観点から、平成19年度以降、S(合格者のうち上位10%以内)・A(併せて35%以内)・B(45%程度)・C(20%程度)・F(不合格)に改めた。</p> <p>進級条件は、開設以来現在まで、2年次への進級については、1年次配当の必修科目の5分の4以上の単位の修得、3年次への進については、1年次の必修科目すべてと2年次の必修科目の5分の4以上の単位の修得である。しかし、現在、進級条件にGPAを導入する方向で検討中であり、また、2年連続して進級できない場合には、「退学」とする制度の導入の可否についても検討している。</p> <p>【追加】成績の厳格化と修了認定の質の保証を実現するために、第一に、1年次から2年次への進級条件にGPAによる基準を設けることとした。第二に、従来は単位取得済みの科目の再履修はできなかったが、進級判定にGPAが設定されることに伴いGPAの向上が必須となることから、1年次原級者に限り、必修科目のうちB評価またはC評価を得た科目のみ前評価を無効とし、再履修が可能となるよう変更した。</p>
48	明治学院大学	1	<p>基準の明確化をはかって実施している。厳格科目については、すでに厳格な成績評価となっている。また、これを学生に受け入れてもらうため、個別の指導もきっちりおこなっている。厳格なだけでなくフォローがないのでは、教育機関としては失格と考えている。</p>
49	立教大学	1	<p>発足後、必修科目を年間6単位以上取得できなかった場合は、原級留め置きとするという制度を新設した。また、研究科委員会(教授会)において、厳格な成績評価をおこなうという方針をたびたび再確認し、各教員に徹底を図っている。</p>
50	早稲田大学	1, 4	<p>【1】1年生から2年生への進級に際して、一定の単位の習得を要件とするだけでなく、GPAが1.5に達しない場合には、進級を認めず、すべての科目を履修しなおす制度を導入した。</p> <p>【4】決定はしていないが、平成22年度からのカリキュラム改革にあわせて、2年から3年進級時にGPA等による進級判定制度を導入すべきを検討している。</p> <p>【4追加】平成21年度1年入学者より、2年から3年進級時に、2年次配当必修科目のGPAが1.5に達しない場合には、進級を認めず、A+とAの評価を得た科目以外のすべての必修科目を履修しなおす制度を導入する。</p>
51	神奈川大学	4	<p>平成21年度入学者から進級制を導入し、再試についても1年次の法律基本科目(演習科目は除く)だけに限定し、厳格な成績評価をより実質化することを決定した。</p>
52	関東学院大学	4	<p>(1) 厳格な成績評価を行うため、次のとおり「専門職大学院法務研究科における成績評価の基準及び方法」を改正することを決定した。</p> <p>① 従来、「秀(S)」の評価の認定は当該授業科目履修者全体の1割を、また、「優(A)」以上の評価の認定は当該授業科目履修者全体の3割を標準的な上限としていたが、規定中から「標準的な」を削り、定められた上限内で「秀(S)」及び「優(A)」以上の評価を認定することとした。なお、この変更に伴い、履修者数が5人以下の授業科目については、当該基準を適用しないこととした。</p> <p>② 「秀(S)」の評価の上限が1割を超える場合又は「優(A)」以上の評価の上限が3割を超える場合には、法務研究科長は授業科目担当者に成績の再評価を求めるとすることとした。</p> <p>③ 成績評価にあたっては、臨床法学教育に係る授業科目を除き、原則として、定期試験を実施し又はレポートを課すこととした。</p> <p>(2) シラバスに記載の評価基準・方法によっているかどうか検証を行うことを決定した。</p>
53	桐蔭横浜大学	3	<p>成績評価のS、A、Bの割合を少なくする</p>

54	山梨学院大学	1	厳格な成績評価という点では、認証評価で「不適合」と評価されたことを重く受けとめ、「試験実施細則」「再試験実施要領」等試験の実施にかかわる規程を整備(再整備)するとともに、成績評価の基準の設定・見直しを行った。とくに(認証評価における不適合の理由である)再試験に関わっては、再試験実施の基準につき平常点60点以上で定期試験が50点以上59点未満の者を対象とし、実施の可否について担当教員の判断を尊重しつつも研究科委員会で最終的に判断するものとし、再試験においては(教育効果はあるとしても)定期試験と同一の問題を使用することを禁止した。これらの取り組みにより、試験実施については他の法科大学院と同様の水準になっていると思われる。本研究科での新たな取り組みとして、担当科目の採点を終え成績評価を確定する前に、成績評価に関するFD会議を開催し、各科目の成績評価が申し合わせている成績評価の基準に則しているかどうか、厳格さや公正さ等が確保できているかどうかについて具体的に意見交換をしている。
55	愛知大学	1	・定期試験の成績評価にあたっては、「学生の成績評価に関するガイドライン」を設け、学期ごとに集計を行い、ガイドラインを著しく超える評価を行っている科目が無いか確認している。 ・GPA制度は導入していないが、学期ごとに学生の成績平均点を算出し、成績不振者には個別指導を行っている。
56	愛知学院大学	1	教員に対し、試験にあたり採点基準の明示 【追加】採点基準を明示するとともに、その採点基準に基づいた採点表を提出することを教員に求めている。来年度より、平常点の研究科統一評価基準を導入することとしている。
57	中京大学	1	絶対的評価と相対的評価基準を組み合わせて、成績評価基準を採用している。
58	南山大学	1	成績評価のおおむねの割合を設定している。各学期の研究科委員会において、科目別の成績分布表を配布している。各学期に成績意見交換会を実施している。
59	名城大学	1	GPAを導入 平常点の明確、厳格化のため、規格化した。
60	京都産業大学	1, 4	【1】厳格な成績評価については、「成績評価の基準」および「成績分布モデル」を変更し、可否の基準を絶対評価で行うことを明確化して、今年度秋学期から適用している。また、再試験については今年度から廃止した。 【4】次年度から、GPAを用いた進級制度、退学勧告制度を導入する。 【4追加】平成21年度以降に入学する法学未修者に対して、1年次から2年次に進む際に次の内容で進級制度を導入する。 1年次秋学期成績確定時の必修科目の積算GPAが1.4未満の者は、当該年次に修得した必修科目の単位のうち、秀または優の成績評価を得た科目の単位を除き、それ以外の単位を無効とする(2年次配当科目の履修は認めない)。 また、進級できなかった者に対しては、個別に履修相談を行い、修学意志を確認する。
61	同志社大学	1, 4	【1】学期末試験により「F」の成績評価が相当であると判断した学生に対して実施していた再評価試験を平成20年度を以って廃止した。 【4】学年毎の到達目標を設定するとともに、平成21年度から各科目の到達目標をシラバスに明記し、到達度を厳格に評価することにした。
62	立命館大学	1	① 成績評価への疑義照会・異議申し立て制度を実施した。 ② 本法科大学院では絶対評価を採用しているため、成績評価基準等を教員間で統一する必要がある。本法科大学院では、FD活動を通じて、厳格な成績評価を行うため、成績評価基準の統一を図った。
63	龍谷大学	3	・法律基本科目の基礎的学力の徹底を図るために、新たに進級判定制度を設けることとし、具体案を検討している。 ・法学未修者については授業時間数が足りないとの声もあるので、1年次配当法律基本講義科目の単位認定のために必要な授業時間数について、弾力的取り扱いを認めるべきか検討する予定。 ・厳格な成績評価を徹底するための一方策として、一部の成績区分への偏りを生じることのないよう、成績分布表を科目毎に作成し、FD活動を通じて不断に検証している。
64	大阪学院大学	1	次のとおり採点基準を設け、これを全教員に周知徹底している。また、成績評価異議申し立てを制度化している。 合格に関しては絶対評価とし、合格の内訳については相対評価と定め、「A+」(90点以上)評価の割合を合格者の10%を限度とし、以下「A」(80点以上)を20%程度、「B」(70点以上)を40%程度、「C」(60点以上)を30%程度と目安を設定している。
65	関西大学	1	・平成19年度より成績評価の基準を4段階(100点～90点:A 89点～80点:B 79点～70点:C 69点～60点:D 59点以下:F)から8段階(100点～90点:S 89点～85点:A+ 84点～80点:A 79点～75点B+ 74点～70点:B 69点～65点:C+ 64点～60点:C 59点以下:F)とした。 ・未修者コース1年目の法律基礎科目において実施していた「学力確認テスト」を廃止し、成績下位で単位を取得した者に対する学習相談を実施することとした。
66	近畿大学	4	再試の廃止(平成21年度から実施)
67	関西学院大学	1, 4	【1】定期試験実施方式を原則として筆記試験とした。 最終評価にいたる評価項目別の成績表を最終成績報告とともに提出することにした。 再試験制度を廃止した。 工夫ということではないが、成績評価におけるいくつかの基準を再確認し、周知している。評価結果が基準からはずれている場合、当該教員に注意を促している。 【4】法律基本科目、実務基礎科目の到達目標をあらためて明確化し、各授業科目の到達目標の設定の目安とする。
68	甲南大学	1, 4	【1】成績評価、単位認定については教授会で統一した運用を行うことを決定し、基準・方法を定めている。具体的には、成績評価について、定期試験:レポート(起案):授業参加態度=6:3:1の割合で行っている。また、成績評価は、相対評価により11段階に分けて行っており、学生は一定期間内に成績に関する問い合わせをすることができる。更には、レポート、定期試験の結果に対する担当教員による講評によっても、成績評価の客観性・厳格性が担保されている。 【4】上記1に記載した成績評価基準について、より客観性を担保するため、平成21年度より定期試験:中間総括=7:3として配分し、中間総括の段階で、それまでの授業参加の成果を反映させる一定の考試を加味する。
69	神戸学院大学	1	成績評価基準の厳格化と開示の徹底
70	姫路獨協大学	1	試験の採点にあたっては、厳格性・客観性を確保するため、専任教員が複数いる分野については、可能な限り複数教員による評価を行うものとする。
71	広島修道大学	1	法務研究科ではFD活動を通じて、各授業科目の到達目標を明確にして、それを達成しているか否かを厳格かつ公正に評価するためのシステムを構築した。そのために、試験問題の複数教員による事前チェック、答案用紙の完全番号化による匿名採点、複数教員による採点、答案(コピー)の返却、試験の講評、異議申し立て制度等のシステムを整備した。また、各授業科目の成績評価結果については、これをFDの対象としている。
72	久留米大学	1	①平成19年3月7日に、法科大学院委員会において、「『法科大学院としての成績評価方針』について(申し合わせ)」が決定され、成績評価方針の視点が統一された。 ②平成20年度より、GPA制度が導入され、各教員の成績評価を数値化することで、成績評価の公平性、透明性が確保されることになった。 ③定期試験毎に、各教員に対して、上記①②を確認し、成績評価の厳格化に関する意識の徹底を試みている。
73	西南学院大学	1	平成16～18年度入学者の成績評価は5段階(S、A、B、C、D)であったが、平成19年度以降の入学者の成績評価からは8段階(S、A+、A、B+、B、C+、C、D)に改めることにより、成績評価の細分化を図っている。
74	福岡大学	1	法科大学院発足時には、A:30%、B:40%、D及びF:20%以内としていたが、平成19年度より、必修科目についてA評価を合格者の10%程度、B評価を20%程度とし、成績評価を厳格化した。